

# 大規模小売店舗立地審議会の傍聴について

## 1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 審議会開催中は、静寂に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 会場において飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 携帯電話等を使用しないこと。
- (5) その他会議の支障となる行為をしないこと。

## 2 会場の秩序事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記1の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。